

## 精神障害者旅客運賃割引規則

2025. 1. 19 制 定

### (適用範囲)

**第 1 条** この規則は、精神障害者が単独又は介護者とともに、阪神電気鉄道株式会社、阪急電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社(以下、3社を併せて「社」という。)の神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を乗車する場合に、社と旅客との間で締結する、鉄道による旅客の運送等に関する契約に適用され、契約の内容となる。

### (精神障害者)

**第 2 条** この規則において「精神障害者」とは、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者をいう。

2 前項の精神障害者を、次に掲げる第 1 種精神障害者及び第 2 種精神障害者とに分ける。

- (1) 「第 1 種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が 1 級の者をいう。
- (2) 「第 2 種精神障害者」とは、精神障害者保健福祉手帳に記載のある障害等級が 2 級又は 3 級の者をいう。

### (介護者)

**第 3 条** 精神障害者が、第 1 種精神障害者及び定期乗車券を使用する 12 才未満の第 2 種精神障害者である時は、精神障害者 1 人に対して 1 人の介護者をつけることができる。

2 前項の介護者は、係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が精神障害者と同一で、精神障害者の乗車券と同時に購入する者でなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 精神障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券 第1種精神障害者が単独若しくは介護者と共に乗車する場合又は第2種精神障害者が単独で乗車する場合に発売する。
- (2) 定期乗車券 第1種精神障害者又は12才未満の第2種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。
- (3) 普通回数乗車券 第1種精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により精神障害者が介護者と共に乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、精神障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券を発売するものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、神戸高速線及び神戸高速線と連絡運輸する運輸機関の各駅相互間とする。ただし、精神障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、神戸高速線と連絡運輸の取扱いをする他社線を通じて片道101キロメートル以上を乗車する場合に限る。

(割引率)

第6条 精神障害者及び介護者に対する割引率は5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引はしない。

(割引乗車券類の購入申込)

第7条 精神障害者が割引乗車券を購入する場合は、精神障害者保健福祉手帳を発売箇所に呈示し、口頭又は適宜の申込書をもって必要な乗車券類の申込をしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、精神障害者とその介護者とは、同一列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、精神障害者に対する乗車券と、その介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取り扱う。

(精神障害者保健福祉手帳の携帯)

第 10 条 精神障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、精神障害者保健福祉手帳を携帯して、鉄道係員の請求があった時は、いつでも呈示しなければならない。

(デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報の効力)

第 11 条 デジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は第 7 条に規定する割引乗車券類の購入申込み並びに前条に規定する係員請求時の呈示に限り、精神障害者保健福祉手帳の呈示に代わるものとするができる。

2 前項に規定するデジタル化された精神障害者保健福祉手帳情報は、株式会社ミライロがサービスを提供する障害者手帳アプリケーション「ミライロID」とする。

(その他取扱方)

第 12 条 区間変更の取扱いに関しては、精神障害者とその介護者が同一の変更を行う場合に限って取り扱う。

